



報道関係者 各位

令和7年5月19日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 門脇 勲

主任地方産業安全専門官 伊勢田文久

(直通電話) 088-885-6023

建設業における死亡災害防止を緊急要請

～高知県内において5か月で死亡災害が4件発生～

高知県内の労働災害により、令和7年の1月以降立て続いて4人の尊い命が失われており、このうち3名が建設業となっています(図1、別添資料1参照)。今後、夏季における熱中症等によるさらなる労働災害発生のリスクが懸念されるところです。

このため高知労働局(局長 菊池 宏二)は、建設業における死亡災害の防止に向け、下記2の団体に対し、緊急要請を行います。

1 日時及び場所

日 時 : 令和7年5月22日(木) 午後2時～

場 所 : 高知労働局 局長室(高知市南金田1番39号)

2 要請先

○ 一般社団法人 高知県建設業協会

○ 建設業労働災害防止協会高知県支部

3 要請内容

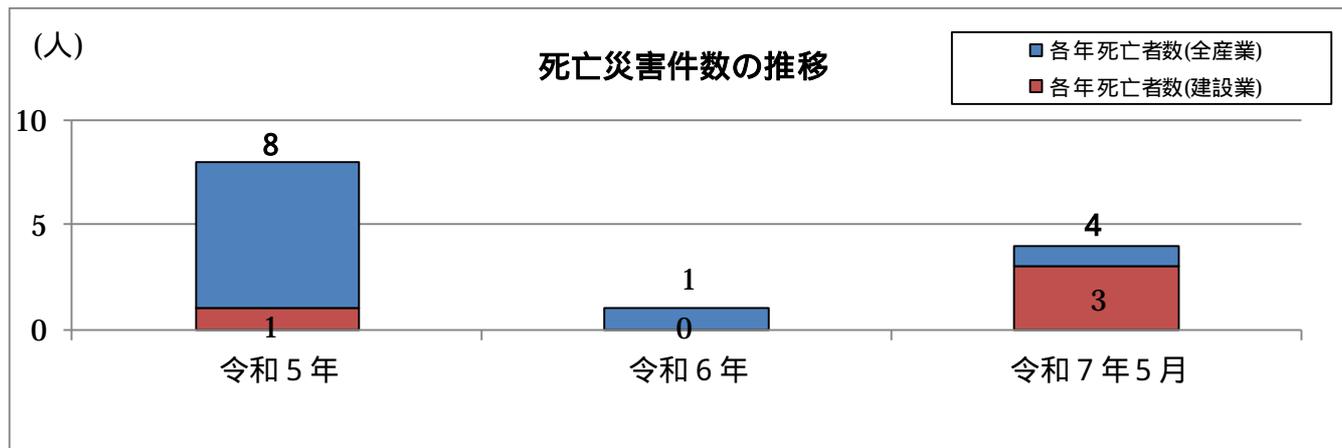
死亡災害防止のための取組(別添資料2参照)

4 取材

取材いただける場合は、5月21日(水)午後3時まで高知労働局労働基準部健康安全課(088-885-6023)へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

取材のご希望が多い場合は、会場の都合などにより取材をお断りすることがありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

【図 1】



注) 令和 5、6 年は、確定値。令和 7 年 5 月は速報値。

添付資料目次

- 別添資料 1 令和 7 年死亡災害発生状況 (令和 7 年 5 月 14 日現在)
- 別添資料 2 リーフレット「死亡災害が増加中！ STOP! 死亡災害」
- 別添資料 3 リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」



「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

令和 7 年 死亡災害発生状況

(令和7年5月14日現在)



業種別発生状況 (死亡者数累計及び前年同期比較)

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	0	0	1	0	4
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	±0	±0	±0	±0	+3

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳 男	交通事故 その他の乗物	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、車両が急停止した衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳 男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳 男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見(転落した痕跡があり、頭部より出血有)、病院にて加療中であったが4月20日に死亡。
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳 男	墜落・転落 掘削用機械	ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとの斜面が突然崩落し、機械とともに約5メートル転落した。

注：調査中のもの等を含む。

死亡災害が増加中！ STOP！死亡災害

令和7年度は、第14次労働災害防止計画(計画期間:令和5年度～令和9年度)の3年度目です。労働災害による死亡者数は、令和5年に8人、令和6年に1人と減少しています。

しかしながら、今年は、1月以降に死亡災害が断続的に発生しており、5月14日現在において4人となっています。

これから暑さの厳しい時期を迎えますが、熱中症等の重篤化が懸念される労働災害が多発する時期でもあります。

労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて、以下の取組をお願いします。

取組みを強化していただきたい項目

- 1 安全衛生管理体制の確認(経営トップを含めた安全衛生スタッフによる作業場のパトロール、作業主任者等の職務の励行等)
- 2 職場の安全衛生対策にかかる総点検の実施(安全作業マニュアルの策定及び順守状況の確認、職場環境の要改善点の洗い出しの実施等)
- 3 作業方法の順守の徹底など、安全衛生教育の実施
- 4 労働安全衛生関係法令に基づく措置の確認(機械等による危険防止措置、墜落・転落防止措置、誘導者等の合図の励行、立入禁止措置、安全装置の有効保持及び改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策等)
- 5 リスクアセスメントの実施(墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント等)

実施事項のチェックシート

取り組み状況をチェックしてみましょう

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	経営トップ等による安全衛生方針の決意表明 パトロールの実施、安全衛生管理体制等の確認	<input type="checkbox"/>
2	安全作業マニュアルの策定、順守状況の確認 安全衛生教育の実施状況の確認	<input type="checkbox"/>
3	熱中症対策（体制整備、手順作成、関係者への周知）	<input type="checkbox"/>
4	KY（危険予知）活動の実施、ヒヤリ・ハット情報の収集と活用	<input type="checkbox"/>
5	車両系建設機械や荷役運搬機械等の定期的な検査 特定自主検査等の実施、作業開始前の点検の実施	<input type="checkbox"/>
6	安全保護具、労働衛生保護具の点検・整備	<input type="checkbox"/>
7	転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底	<input type="checkbox"/>
8	リスクアセスメントの実施(墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント等)	<input type="checkbox"/>
9	交通労働災害防止対策の推進	<input type="checkbox"/>
10	健康的な生活習慣(睡眠や飲酒等)に関する健康指導の実施	<input type="checkbox"/>

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

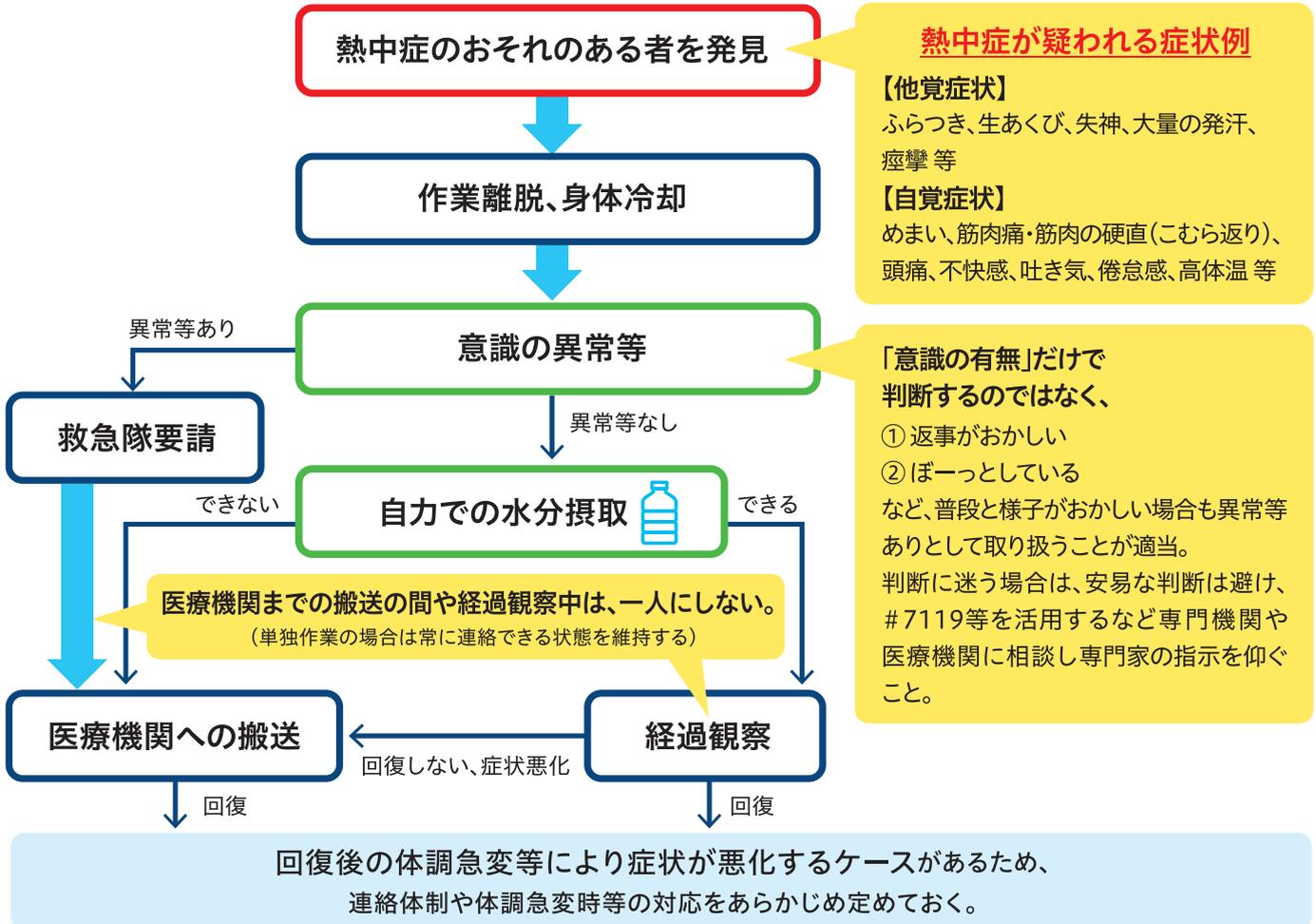
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

